

令和3年11月1日

## 「未利用口座管理手数料」および預金規定改正のお知らせ

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を、平成31年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入をさせていただいておりますが、令和3年12月1日より総合口座取引規定・普通預金(決済用普通預金を含む)規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定を改正し、未利用口座管理手数料をすべての普通預金(総合口座を含む)口座・貯蓄預金口座・納税準備預金口座に適用させていただきます。

令和3年11月30日以前の期間は、未利用期間に含めません。

平成31年3月31日以前に開設された普通預金(総合口座を含む)口座・貯蓄預金口座・納税準備預金口座からの本手数料の初回引き落としは令和6年4月を予定しております。

当金庫におきましては、①ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めすること。②今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めすること。③ご利用のない口座について、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことにより、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を図ることなどを目的として本手数料を設定しております。

本手数料はあくまでも未利用状態となった口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をいただいている口座が対象になることはありません。

### 未利用口座管理手数料の内容

未利用口座手数料の対象となる口座について	
令和3年11月まで	平成31年4月1日以降に開設された普通預金口座
令和3年12月以降	すべての普通預金(総合口座を含む)口座・貯蓄預金口座・納税準備預金口座
最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない(該当預金口座へのお利息入金および未利用口座管理手数料の引き落としは除きます。)普通預金(総合口座を含む)口座・貯蓄預金口座・納税準備預金口座のうち、 <u>残高1万円未満</u> の口座	

紛失などでご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となります。

ただし、次の場合は対象とはなりません。

1. 当金庫において、他にお預り金融資産(定期性預金、投資信託、保険、外貨預金、国債等)のお取引がある場合。
2. 当金庫において、お借入がある場合。

### 未利用口座管理手数料の通知および金額について

事前に対象の口座のお客さまへ、お届けのご住所宛に文書にてお取引状況をお知らせします。その上で、約3ヵ月経過後に年間1,320円（消費税込）の手数料を引き落としさせていただきます。

### 自動解約について

残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合（残高が0円の口座を含みます。）、残高全額を未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。

自動解約の場合、解約された口座の再利用はできませんので、お手元の通帳・キャッシュカードにつきましても、自動解約以降はご利用いただけなくなります。

## 総合口座取引規定/普通預金規定の改正

改正日：令和3年12月1日

新旧対照表（取消し線部分が削除。下線部分が追加）

新	旧
<p><b>（未利用口座管理手数料）</b></p> <p>（1）当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。</p> <p>（2）未利用口座となった場合は、<u>文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用が無い場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>（5）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（<u>残高が0円の口座を含みます</u>）、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、何らの通知をすることなくこの口座を解約することができるものとし ます。</p> <p>（6）略</p>	<p><b>（未利用口座管理手数料）</b></p> <p>（1）平成31年4月1日以降に開設した普通預金口座は、<del>当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。</del> <b>&lt;一部削除/追加&gt;</b></p> <p>（2）未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 <b>&lt;一部追加&gt;</b></p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>（5）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとし ます。<b>&lt;一部追加&gt;</b></p> <p>（6）略</p>

## 貯蓄預金規定/納税準備預金規定への追加改正

改正日：令和3年12月1日

### 新旧対照表（下線部分が追加）

新	旧
<p><u>（未利用口座管理手数料）</u></p> <p><u>（1）当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。</u></p> <p><u>（2）未利用口座となった場合は、文書にてお届のご住所にご案内をさせていただきます。ご案内後、一定期間経過後も所定のご利用が無い場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u></p> <p><u>（3）この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。</u></p> <p><u>（4）前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</u></p> <p><u>（5）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が 0 円の口座を含みます）、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、何らの通知をすることなくこの口座を解約することができるものとし</u>ます。</p> <p>（規定の変更等）</p>	<p>&lt; <b>（未利用口座管理手数料）を追加</b> &gt;</p> <p>&lt; <b>（規定の変更等）条番繰下げ</b> &gt;</p>

詳しくは、営業店窓口にお問い合わせください。